2026 年 10 月 26 日

コレクトエナジー

送配電サービス変動相当額単価のお知らせ

平素より 弊社サービス『コレクトエナジー』をご愛顧賜りまして、厚く御礼申し上げます。

このたび、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく託送料金が、2026 年 11 月 1 日をもって改定されることとなりました。託送料金は、電気をお届けするために利用する送配電ネットワークの利用料金であり、各地域の一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を経て定めるもので、弊社の判断によらず改定されるものです。

これに伴い、コレクトエナジー約款 別表 4－3（送配電サービス変動相当額）の定めに基づき、送配電サービス変動相当額単価を下記のとおり設定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 適用期間

検針日が 1 日のお客さまは 2026 年 12 月の検針日から開始する算定期間、検針日が 1 日以外のお客さまは 2026 年 11 月の検針日から開始する算定期間より適用いたします。

2. 送配電サービス変動相当額単価

（税込）

	A	B	C	D	E	
エリア	電灯 基本料金 の差額	電灯 電力量料金の差額	動力 基本料金 の差額	動力 電力量料金の差額	動力比率	送配電サービス変動相当額単価
北海道	181.50	0.00	342.10	0.00	3.70%	2.42
東北	52.80	1.34	126.50	1.30	3.70%	2.05
東京	120.41	0.00	145.95	0.00	3.70%	1.58
中部	192.01	0.00	193.39	0.00	3.70%	2.50
北陸	－	－	－	－	－	0.00
関西	214.50	0.63	110.00	0.41	3.70%	1.63
中国	212.32	0.54	96.40	0.37	3.70%	1.53
四国	280.50	0.72	146.30	0.49	3.70%	2.03
九州	170.99	▲0.07	199.47	▲0.05	3.70%	2.17

※送配電サービス変動相当額単価 ＝ 基本料金変動相当額 ＋ 従量料金変動相当額 基本料金変動相当額 ＝ ①×（１－Ｅ）＋②× E

① 電灯基本料金換算額 ＝ A × 2.8kW ÷ 213kWh

② 動力基本料金換算額 ＝ C × 8.5kW ÷ 896kWh

従量料金変動相当額 ＝ B ×（1 － E）＋ D × E

※A・B・C・D は、2026 年 11 月 1 日から適用される託送料金から、基準時点（2026 年 10 月 31 日終了時）に適用される託送料金を差し引いた額です。単価はいずれも消費税等相当額を含みます（単位：A・C は円/kW、B・D は円/kWh）。

※関西、中国および四国の各供給区域の A は、電灯標準接続送電サービスの最初の 6 キロワットまでの定額の差額（円/供給契約）です。これらの供給区域の電灯基本料金換算額①は、A ÷ 213kWh により算定いたします。

※算式に用いるみなし供給条件（電灯：契約電力 2.8kW・使用電力量 213kWh、動力：契約電力 8.5kW・使用電力量 896kWh）および動力比率（E）は、「送配電サービス変動相当額 みなし供給条件表」に定めるところによります。

※送配電サービス変動相当額単価は、供給区域ごとに算定し、小数点以下第 3 位を四捨五入して第 2 位までを有効といたします。

※北陸電力送配電エリアは、今回の託送料金改定の対象外のため、単価は 0.00 円/kWh となります。

3. ご請求への反映方法

送配電サービス変動相当額は、その 1 か月のご使用電力量に上記の単価を乗じて算定し、燃料費等調整額に含めてご請求いたします。燃料費等調整額の内訳として算定されるため、ご請求明細上に独立した項目としては表示されません。

低圧供給を受けるお客さまに対し、契約種別によらず供給区域ごとに一律の単価を適用いたします。

4. 影響額の目安

エリア	単価（円/kWh）	月 150kWh	月 300kWh	月 600kWh
北海道	2.42	約 363 円	約 726 円	約 1,452 円
東北	2.05	約 308 円	約 615 円	約 1,230 円
東京	1.58	約 237 円	約 474 円	約 948 円
中部	2.50	約 375 円	約 750 円	約 1,500 円
北陸	0.00	－	－	－
関西	1.63	約 245 円	約 489 円	約 978 円
中国	1.53	約 230 円	約 459 円	約 918 円
四国	2.03	約 305 円	約 609 円	約 1,218 円
九州	2.17	約 326 円	約 651 円	約 1,302 円

※1 か月のご使用電力量に応じた月額の影響額の目安です。実際の金額はご使用電力量により変動いたします。

5. 今後の取扱い

弊社は、毎月 1 日時点で託送料金に係る状況を見直し、必要と判断した場合は送配電サービス変動相当額単価を改定いたします。託送料金が引き下げられた場合も同様に改定し、お客さまへ還元いたします。改定を行う場合は、改めて弊社ウェブサイトにてお知らせいたします。

以上